

静岡県告示第219号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和2年3月23日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

西方大沢寺A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
藤枝市		西方	大沢寺	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線、及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域	
				1840-1	1号
				1943-3	2号
				1961-14	3号
				1928-1	4号
				1925-1	5号
				1906-3	6号
				1855-1	7号
1931-7	8号				